（監査報告の作成）

第六十二条　法第三十六条の三第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定及び法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２～４　［略］

（監事の調査の対象）

第六十三条　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条（法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（監査の範囲が限定されている監事の調査の対象）

第六十四条　法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　決算関係書類（法第四十条第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）に規定する決算関係書類をいう。以下この節から第四節まで及び第百九十八条第三項において同じ。）

二　［略］

（理事会の議事録）

第六十六条　法第三十六条の七第一項（法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　［略］

３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　［略］

二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第二項（法第六十九条において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第六十九条において準用する場合を含む。）

（監査報告の作成）

第六十二条　法第三十六条の三第二項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定及び法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２～４　［略］

（監事の調査の対象）

第六十三条　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（監査の範囲が限定されている監事の調査の対象）

第六十四条　法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十九条第三項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　決算関係書類（法第四十条第二項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する決算関係書類をいう。以下この節から第四節まで及び第百九十八条第三項において同じ。）

二　［略］

（理事会の議事録）

第六十六条　法第三十六条の七第一項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　［略］

３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　［略］

二　理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第二項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ロ　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

ハ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

ホ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第一項の規定による組合員の請求を受けて招集されたもの

ヘ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第三項において準用する同法第三百六十六条第三項の規定により組合員が招集したもの

三・四　［略］

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十二条（法第六十九条において準用する場合を含む。）

ハ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ニ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規定により理事が招集したもの

ホ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第一項の規定による組合員の請求を受けて招集されたもの

ヘ　法第三十六条の六第六項（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十七条第三項において準用する同法第三百六十六条第三項の規定により組合員が招集したもの

三・四　［略］

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十二条（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）

ロ　法第三十六条の三第三項において準用する会社法第三百八十三条第一項本文（法第六十九条第一項において準用する場合を含む。）